

# 結核は過去の病気ではありません！

## トピック① 中原区における結核の動向

結核は過去の病気と思われがちですが、令和2年度には国内で新たに12,739人(川崎市155人、中原区13人)が患者として登録されています。中原区では人口増加傾向が続いていますが、結核罹患率(人口10万人対)はここ数年減少してきています。

### 【令和3年度中原区結核発生状況】

(カッコ内は前年度の人数)

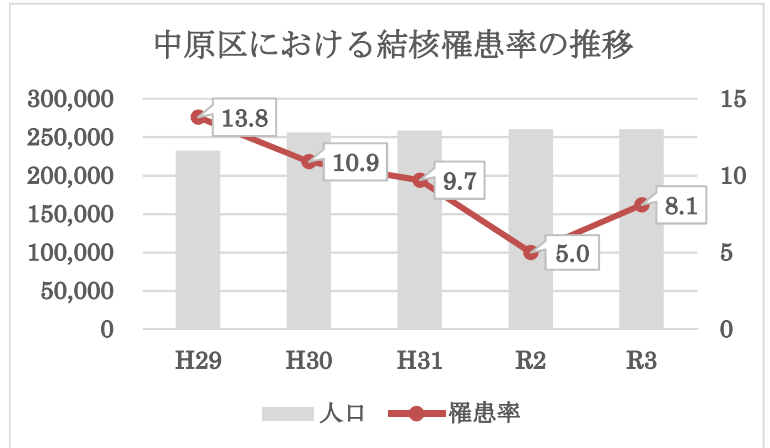
新規結核登録患者数 21名(13)

うち喀痰塗抹陽性(※注1) 6名(7)

※注1:結核病棟への入院を要する状態

別掲 潜在性結核感染症(※注2) 4名(8)

※注2:感染はしているが発病はしていない患者



特に令和2年度は全国的に結核罹患率が減少しています(全国10.1、川崎市9.9、中原区5.0)が、その背景として、コロナ禍のため医療機関への受診控えが起こり、発見や診断の遅れ(患者の見逃し)が増加した可能性が指摘されています。

## トピック② 結核とはどんな病気？

結核は、症状は風邪によく似ていますが、2週間以上続く咳や痰、微熱・身体のだるさ、体重減少などがあります。数年以上に渡り胸部X線の実施機会がないと、本人の気づかない間に病気が進行し、たんの中に菌が排出される(=感染性が高い)状態になってから診断に至ることがあります。

結核は抗結核薬の適切な服用で治る病気です。早期発見・早期治療のため、年に1回は職場や施設等での定期的な健診を受けましょう。

早期発見・  
早期治療が  
大切です！



結核を疑え!

咳エチケットを忘れずに!

次の症状が2週間続いたら・・・

- 痰のからむ咳 胸部X線検査や喀痰検査で
- 微熱・身体のだるさ 正しい診断をより早く!

保健所は結核の相談窓口です。

## トピック③ 感染症法では従事者全員の健診が義務となっています。

事業者は従事者に対して年に一回、結核に係る健康診断(胸部X線検査等)を実施しなければなりません(感染症法第53条の2)。

事業者の方はその結果を保健所(各区の支所)に報告しなければなりません。

これが「結核健康診断月報」となります(感染症法第53条の7)。

日頃から身体の免疫力を維持し、風邪等の症状が続く時は早めに医療機関を受診しましょう。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

～結核への正しい理解とまん延防止のため

日頃の健康管理・健康診断の実施及び報告にご協力下さい～